

令和4年7月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(行コ)第2号 政務活動費返還請求控訴事件(原審・金沢地方裁判所令和3年(行ウ)第1号)

口頭弁論終結日 令和4年5月18日

判 決

金沢市

控 訴 人

金沢市鞍月1丁目1番地

被 控 訴 人

石川県知事 馳 浩

同訴訟代理人弁護士

小 堀 秀 行

同

森 岡 真 一

同 指 定 代 理 人

田 中 幹 樹

同

小 杉 浩

同

中 島 誠

同

高 橋 美 帆

同

島 崎 拓 也

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、原判決別表「議員氏名」欄記載1ないし3の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計(円)」欄記載の金額及びこれに対する令和2年5月1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要（以下、略称は原判決の例による。）

- 1 本件は、石川県の住民である控訴人が、石川県議会の議員である原判決別表「議員氏名」欄記載の各議員（本件各議員）が令和元年度に県から交付を受けた政務活動費を支出したことについて、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額の支出は違法であり、本件各議員は、県に対し、違法に支出された上記金額に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、石川県知事である被控訴人がその返還請求を怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被控訴人に対し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する令和2年5月1日（令和元年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事案である。

原審は控訴人の請求をいずれも棄却したことから、控訴人がこれを不服として控訴した。

- 2 関連法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記3のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の主張

(1) 原審は、打出議員の本件報告誌について「県政報告誌」と認定しているが、事実誤認である。本件報告誌のタイトルは「石川県議会議員 打出喜代文／活動レポート 打出のこづち」であり、本件報告誌のどこにも県政報告誌とは記載されておらず、政務活動報告書（乙2）にも県政報告誌とは記載されていない。本件報告誌は、打出議員の実績を宣伝するための活動レポートに過ぎない。

(2) 原審は、稲村議員が令和3年3月9日に返還した50,000円について遅延損害金の発生を認めなかったが、誤りである。

県における政務活動費の会計処理の実態をみると、未執行の政務活動費と

して返還された政務活動費は当該会計年度の政務活動費の収入として戻し入れられている（地方自治法施行令159条）ところ、政務活動費の不当利得も、上記未執行の政務活動費と同様に、本来ならば戻入処理すべきものであるから、本件条例9条1項所定の政務活動費の収支報告書の提出期限である4月30日に返還されるべきものである。

そうすると、政務活動費に係る不当利得返還義務の返還期限は4月30日であり、確定期限付き債務であるから、返還期限の翌日から遅延損害金が発生する。

- (3) 原審は、稲村議員が雇用した井藤及び下沢議員が雇用した本田について、雇用契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたと認定しているが、誤りである。

雇用契約書において、井藤は雇用内容を「議員私設秘書（政務調査・議員の代理出席・議員の送迎・他）」とされており（乙8）、また、本田は、職務内容を「政務調査補助用務、後援会活動補助用務」とされており（乙11）、いずれも政務活動を補助する職員ではない。

- (4) 稲村議員の調査研究費の支出は、年会費32支出、各種の会議費8支出、懇親会費6支出、懇談会費4支出、祝賀会代慰労会会費、参加費、講演会入場料及び新年互例会会費の各支出であり、下沢議員の調査研究費の支出は、年会費17支出であるが、これらはいずれも政務活動に要する経費である調査研究費の内容規定に該当しない。原審は、これらに対する判断を遺漏している。

- (5) 原審は、本件マニュアルを規範視して経費の支出の対象となる行為と議員の活動との間の合理的関連性の有無を判断しているが、本件マニュアルは条例ではなく、これを規範視する判断は憲法76条及び94条に違反するものである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、下記2のとおり原判決を補正し、下記3のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 2 原判決の補正

(1) 原判決23頁16行目の「令和元年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。」を、「令和元年度末を待たずに同契約が終了したことを窺わせる証拠はない。」と改める。

(2) 原判決23頁24行目の次に改行して、以下のとおり加える。

10 「(7) 調査研究費について

15 稲村議員（別紙2）と下沢議員（別紙4）の調査研究費について、これらの支出の名目は、いずれも、年会費や懇談会会費などという費目であるが、このことから、直ちに、これらが条例所定経費に該当する支出でないことを推認することはできず、その他、これらが条例所定経費に該当する支出でないことを推認させる外形的事実について、控訴人の主張立証はない。」

(3) 原判決23頁25行目の「(7)」を「(8)」と改める。

3 当審における控訴人の主張に対する判断

20 (1) 控訴人は、原審が打出議員の本件報告誌について「県政報告誌」と認定したことは事実誤認であると主張する。

確かに、本件報告誌には「県政報告誌」との記載はなく、また、政務活動報告書（乙2）にも県政報告誌とは記載されていないが、本件報告誌の記載内容は原判決を引用して説示したとおりであり、そのような内容の本件報告誌を県政報告誌と認定した原審の判断に誤りはない。

25 (2) 控訴人は、稲村議員が令和3年3月9日に返還した5000円について遅延損害金の発生を認めなかった原審の判断に対し、政務活動費に係る不当利

得返還義務の返還期限は4月30日であり、確定期限付き債務であるから、返還期限の翌日から遅延損害金が発生すると主張する。

しかし、本件条例において政務活動費に係る不当利得返還債務の履行期限を定めていないことは上記で引用した原判決が説示するとおりであり、控訴人が主張するように収支報告書の提出期限が政務活動費の返還期限となると解する根拠はない。

- (3) 控訴人は、稲村議員が雇用した井藤及び下沢議員が雇用した本田について、いずれも政務活動を補助する職員ではないと主張する。

しかし、原判決を引用して説示したとおり、雇用契約書において、井藤の雇用内容は「議員私設秘書（政務調査・議員の代理出席・議員の送迎・他）」（乙8）と、本田の職務内容は「政務調査補助用務、後援会活動補助用務」（乙11）と、それぞれされており、これらが業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠もないことからすれば、両名とも後援会の事務担当者であることを考慮しても、両名には議員が行う活動を補助する職員の実態があると認められる。

- (4) 控訴人は、稲村議員及び下沢議員の調査研究費の支出は、いずれも政務活動に要する経費である調査研究費の内容規定に該当しないにもかかわらず、原審は、これらに対する判断を遺漏していると主張する。この点についての原審の判断が十分でないことは控訴人の指摘するとおりであり、上記2(2)において原判決を補正した。しかし、このような原審の判断が、「不当」として取り消すべき場合（民事訴訟法305条）に当たるとはいえない。

- (5) 控訴人は、原審は、条例ではない本件マニュアルを規範視して経費の支出の対象となる行為と議員の活動との間の合理的関連性の有無を判断することは憲法76条及び94条に違反すると主張するが、本件マニュアルの内容を条例所定経費の解釈の指針として参照することが相当であることは、原判決を引用して説示したとおりであり、原審の判断に控訴人が主張するような違

憲性はない。

- 4 以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がなく、これを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

5

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判官 加 藤 靖

10

裁判官 平 野 剛 史

裁判長裁判官蓮井俊治は転補につき署名押印することができない。

15

裁判官 加 藤 靖

これは正本である。

令和4年7月13日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 塚 林 卓

